

川崎市立学校等ドメイン管理要綱

令和3年7月1日
3川教総セ第796号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会が所管する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）におけるインターネットの利用に係るドメイン（インターネット上のコンピュータの場所を示すアドレスの一部をいう。以下同じ。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ドメイン名)

第2条 市立学校におけるドメインは、株式会社日本レジストリサービスの定める「属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則」及び「汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則」に規定するドメイン名に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市立学校のかわさきG I G Aスクール構想推進関係 kawasaki-edu. ed. jp
- (2) 市立学校にかかるWebサイト関係 kawasaki-edu. jp
- (3) 川崎高等学校及び川崎高等学校附属中学校関係 kaw-s. ed. jp
- (4) 川崎総合科学高等学校関係 kst-h. ed. jp
- (5) 幸高等学校関係 kch. ac. jp
- (6) 橘高等学校関係 tachibana-h. ed. jp
- (7) 高津高等学校関係 takatsu-higt. ed. jp

(取扱対象)

第3条 次に掲げる組織が、業務上、ドメインを必要とする場合には、原則として、前条各号に定めるドメイン又はそのサブドメイン（ドメインに任意の文字列を挿入することによりドメインを分割したものをいう。以下同じ。）を使用するものとする。ただし、前条第3号から第7号までに定めるドメイン及びそのサブドメインは、それぞれ当該各号に掲げる区分に係る市立学校のみ使用することができる。

- (1) 市立学校
- (2) その他市立学校に係る教育研究会等の組織

(ドメイン管理)

第4条 市立学校のドメイン及びそのサブドメインの管理は、総合教育センター情報・視聴覚センターが行う。

(利用申請)

第5条 第3条各号に定める組織が第2条各号に定めるドメインのサブドメインを取得しようとするときは、サブドメイン利用申請書（第1号様式）を総合教育センター情報・視聴覚センター室長（以下「情報・視聴覚センター室長」という。）に提出しなければならない。

2 情報・視聴覚センター室長は、前項の申請内容について必要な審査を行い、許可の適否を決定するものとする。

3 情報・視聴覚センター室長は、前項の規定により決定したサブドメイン利用許可の適否をサブドメイン利用申請結果通知書（第2号様式）により申請者へ通知するものとする。
（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、情報・視聴覚センター室長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

第1号様式

年 月 日

サブドメイン利用申請書

総合教育センター
情報・視聴覚センター室長 様

校長
課長

川崎市立学校ドメイン管理要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

学校名・所属名	電話番号
校長名・課長名	担当者名
クライアント数	
要求するサブドメイン名	
ドメインネームサーバを設置している場合は、そのサーバ名及びIPアドレス	
機器構成図	
備考	

